

令和2年9月 四万十市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年9月7日(月)午後2時30分～午後3時45分

2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	10	芝 順子	16	岡崎 誠
5	安藤 久徳	11	伊勢脇精藏	17	尾崎 征洋
6	谷崎 容子	12	土居 忠栄	18	福留 宜彦
7	遠地美千代	13	清水 優志		
8	弘田 美和	14	新玉 年一		
9	山本 官	15	正木 卓夫		

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

番号	氏名	番号	氏名
2区	武井 健治	6区	山口 昇彦
4区	濱田 正史	8区	竹村 光一
5区	宮地 秀之		

4 欠席委員

(1) 農業委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	3	井上 靖好	4	加用 雅啓
19	畠中 温喜				

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1区	東 正世	3区	小野 芳夫	7区	田邊 次男

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	主幹	宮川 昭人
事務局長補佐	吉田 貴浩	主事	東 昭伸
事務局長補佐	渡辺 昌彦	主事	永野 ほのか
係長	柴 秀樹		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番～5番)
- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について(1番)
- 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番～2番)
- 第4号議案 非農地証明書の交付について(1番～3番)
- 第5号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番～5番)
- 第6号議案 農用地利用配分計画(案)について(1番)
- 報告事項
- その他

7 連絡事項

◆議長（福留会長）

只今から令和2年9月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号3番 井上 靖好 委員、議席番号4番 加用 雅啓 委員、議席番号19番 畠中 温喜 委員の4名であります。

従いまして、本日の出席委員数は、19名中15名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。なお、推進委員は、東 正世 委員、小野 芳夫 委員、田邊 次男 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号5番 安藤 久徳 委員、議席番号6番 谷崎 容子 委員 をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、大字入田以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦15年の69歳の農家で、農作業への従事日数は300日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、管理機を所有、トラクター、コンバイン、耕運機をリースしているとのことです。申請地は自宅から約2分の距離となっております。耕作面積は103aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字鍋島以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦30年の59歳の農家で、農作業への従事日数は200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、管理機、動力噴霧器、トラクターを所有しているとのことです。申請地は自宅から約10分の距離となっております。耕作面積は41aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号3。土地の表示は、大字楠島以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦60年の80歳の農家で、農作業への従事日数は200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、耕運機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約3分の距離となっております。耕作面積は432aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして、議案書は3ページになります。番号4。土地の表示は、大字楠島以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人の住所は高知市となっておりますが、毎月6日程度は四万十市へ来ており、その際、父名義の農地をともに耕作しているとのことです。譲受人は、農作業暦37年の57歳の兼業農家で、農作業への従事日数は60日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦63年の父と、農作業暦37年の夫の3人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、耕運機を所有しているとのことです。耕作面積は276aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号5。土地の表示は、大字西土佐津野川以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦6年の38歳の農家で、農作業への従事日数は200日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦40年の父と、農作業暦10年の母の3人となっております。農機具につきましては、管理機を所有、トラクターをリースしているとのことです。申請地は自宅から約200メートルの距離となっております。耕作面積は138aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

◆議 長 (福留会長)

「1番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

1 番について説明します。農地は畑ですが、譲受人が耕作しております。田もありますが義理の兄さんに手伝ってもらい農業をしている状況です。問題ありませんのでよろしくお願いします。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか。

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特にありません。

◆議 長（福留会長）

「2 番の関係委員さん」の畠中委員からは「問題なし」と事務局へ報告がありました。

推進委員の下田・八東地区担当 小野委員からも「問題なし」と事務局へ報告がありました。

続きまして、「3・4 番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 13 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

3 番ですが 8 月 26 日譲受人に聞き取り調査を行いました。申請地の状況、耕作の状況ですがもう稲も刈って終わり耕作をしています。今までどおり耕作をするということでした。下限面積、周辺の農業上に対する影響もありません。よろしくお願いします。4 番ですが贈与の申請で父から娘に贈与するものです。今までどおり父と一緒に耕作するとのこと。下限面積、周辺の農業上に対する影響はありません。よろしくお願いします。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか。

◇中筋・東中筋地区 濱田委員

清水委員から詳しく説明のあったとおりで問題ないと思います。よろしくお願いします。

◆議 長（福留会長）

「5 番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 14 番 新玉委員（西土佐津野川地区担当）

8 月 26 日譲受人と会い話を聞きました。米ナスを作っている認定農業者です。今回の農地の取得について問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。

◆議 長（福留会長）

推進委員の西土佐津野川地区担当 田邊委員からは「問題なし」と事務局へ報告がありました。
以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。
ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明します。議案書は4ページになります。
番号1。土地の表示は磯ノ川字辻堂山以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。8月27日、会長と事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と現地確認を行いました。お手元の資料1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。場所については磯ノ川橋から200メートルほど北方向に位置する農地です。申請地の隣地は自己所有農地及び市道となっていますが、市道からは2メートルほど高い所へ位置します。雨水の排水に関しては自然浸透です。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われれます。
申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）であり転用が許可できる土地ということとなります。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。
「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

8月27日会長、事務局と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題はありません。墓地を造るということで周辺は山林に覆われておりまして、本人所有の土地であり、問題は無いと思いますのでよろしくお願いたします。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか。

◇中筋・東中筋地区 濱田委員

昔の畑であった所で清水委員が説明したとおり、辺りは山で農地はありません。問題はありませんのでよろしくお願いします。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は5ページになります。番号1。土地の表示は古津賀二丁目以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。8月27日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については高知ダイハツ販売（株）から270メートルほど北東方向に位置する農地です。申請地の東・南側は譲渡人所有農地、西側は幅6メートルの市道、北側は宅地であります。また雑排水に関しては合併浄化槽を設置し市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われま。

申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第2種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということになります。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1・2番の関係委員」の東山・下田地区担当 井上委員からは「問題なし」と事務局へ報告がありました。

◆議長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか。

◇宮地委員 (中村・具同・東山地区担当)

ここは毎月のように申請が出てくる場所ですので問題は無いと思います。

◆議長 (福留会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議長 (福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第4号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第4号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は6ページになります。

番号1。土地の表示は、大字大用以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、8月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料の7ページ及び8ページをご覧ください。当該地は大用で、富山郵便局前停留所から東に約200メートルの場所になります。耕作放棄されてから10年以上経過している農地ではありますが、地元の農業委員及び推進委員からは、草を刈って整地すれば農地への復旧は可能ではないかという意見が出ております。

なお、判断が難しい事例でありますので、皆さまのご意見をお伺いしたいと考えております。

続きまして番号2。土地の表示は、大字片魚以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号2につきましては、8月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料の9ページ及び10ページをご覧ください。当該地は片魚で、片魚中学校の北側に位置する土地となっております。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で 15 年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。

番号 3。土地の表示は、大字中村以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号 3 につきましては、8 月 27 日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と中村地区担当の岡崎委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料の 11 ページ及び 12 ページをご覧ください。当該地は中村で、百笑排水ポンプ場から南東に約 200 メートルの場所になります。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と判断しましたので、非農地証明については可能と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1・2 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 11 番 伊勢脇委員（富山地区担当）

1 番ですが先月 27 日に会長、事務局が現地確認を行いました。私は別の用事があり後日地元推進委員の東委員と現地確認を行いました。事由は事務局の説明どおりですが、現地を見る限りでは私も何十年も農業をしていますので、耕作放棄地には少し不可能ではないだろうか。今現状を見るに農地に復元できる状態ですが、あと 5 年、10 年たてば農地に復元出来んようになります。そこで皆さんに相談ですが、こういう場合いかがなものかと。今、非農地証明せんとあと 5 年 10 年誰が作るのかと。色々な問題がありますが必ず耕作放棄地になります。しかし今自分と推進委員が見る限りは農地のへの復元可能という考えです。

◆議長（福留会長）

事務局より何かあればお願いします。

○事務局

本市におきます非農地証明事務処理要領が平成 17 年 4 月 10 日に制定されております。その中において非農地証明の対象とするものは原則として次のとおりとするとありまして、アイウエオカと 6 項目あるわけですが、その中のウのところ昭和 27 年 10 月 21 日以降農地であった土地で耕作不適、耕作不便などやむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄されたためとあり、当該地も 10 年以上経っております。耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復元が出来ないと認められる土地と定められております。この農地の復元が出来る、出来ないの判断が色々見方によって、どちらの方かという案件の土地となっております。農業を長年やって来られました伊勢脇委員の判断からすれば、今のところ復元は出来るという意見であろうと思います。事務局の調査に私も行きましてここはどちらにもとれるかなという印象もありましたけれども、農業委員からの大変大事なご意見であろうかと思えます。なかなか夏場で申し訳ないですが、草の茂り具合といいますか、私も中まではよう入っていきませんでした。そばに行きました。その周辺の草の高さとか、木のようなものが生えているとかは確認

しています。私が身長 180 cm ぐらいありますが、それ以上高い草、木のようなものも生えていましたし、これについては難しいという判断もあったところです。その後、伊勢脇委員より「非農地証明なのかよ」というご意見もいただき本日 9 時にまた会長、事務局と伊勢脇委員立会いの下、現地へ行って再確認をしたところでございます。補佐の方が行っていますので、皆さんへの判断になる情報提供になりますので、出来るいっぱい情報提供はさせていただきます。なお、願人が提出した非農地証明ですが、仮に私どもが説明する写真であるとか、その場での感想とかをもって非農地証明を出す、出さないの判断が本日皆様の中で出来ないということであれば、再調査も必要であろうかなと思っております。皆様のご意見もお願いしたいと思います。今朝、現地へ行っていますので、その状況も事務局から説明させていただきます。

○事務局

再調査の結果を報告させていただきます。会長、事務局 3 名と伊勢脇委員にも同行いただき、再度確認を行いました。資料の右手の方へは人の住んでいないと思われる民家と、左上にはお墓があります。お墓の方から現状を見ましたが、お墓の左側は結構竹とかが生えていまして、こちら辺はやむを得ない状況かなと感じました。また家の周辺も木が生えていました。あとについてはちょっと開けているような感じで、草は確かに茂っていますが、草が無ければ農地なのかと判断できる状況です。あらためて伊勢脇委員にも確認しましたが、「草を刈ったら耕作がやれないこともないかな」という意見も伺っております。どちらにもとれる状況であったとは思いましたが、私達としては草を刈った後がどのような状態か分からないので、判断がつかないところはあります。面積的には草を刈れば畑として耕作できるかもしれないという状況の所であったと思います。

◆議長（福留会長）

どちらにもとれる案件でございまして、耕作をやろうとする人であれば草を刈ってたたいてやることも出来ませんが、私も事務局も判断がつかず、委員の皆さんに判断していただくようこの案件を上げて来ています。ご意見をお聞きして本日結論を出さんといかんということもあります。保留して来月の総会ということもあります。まずは皆様の意見を聞きたいと思えます。

○事務局

今、会長が説明したとおりです。これを非農地として認めるか若しくは認めないか、または詳細な調査を行なうかの 3 つになろうかと思えます。先ほど言いましたが、要領の中で農地への復元が出来ないと認められる土地という文言があるわけですが、農地への復元が出来ない場合とは生コンを張った、構築物があつて 15 年以上経ったというのがありますが、山になっているようなところに重機を入れたら農地に戻せるというのがありますが、そこまでして農地へ戻せという判断になるのか、やはり重機を入れて伐根してまでということにはならないと思えます。その判断に至るまでの情報提供が出来ていないのが実情です。いわゆる木というものが何本ぐらいあつて伐根しなければならぬとか、そういうことが情報提供出来ずにこの総会に至ってしまったことは、お詫びを申し上げなければなりません、何分委員さんから先週ご提言いただき、今朝、確認に行った状況ですので、それも踏まえて皆様からご意見いただければと思えます。よろしくお願ひします。

◆議長（福留会長）

意見がありましたらご発言願います。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

伊勢協委員はあと5、6年したらいかなるということを言いましたが、そしたらこれを今、非農地にしないで耕作が出来るという土地として誰が耕作するのか、耕作する人はいるのかということが問題になるのではないかと思います。願人は兵庫県姫路市の住所になっていますが、伊勢協委員にお尋ねします。ここを耕作しようとする人はいるのですか。

◇議席番号11番 伊勢協委員（富山地区担当）

いません。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

そうであれば確実に非農地になるという判断をしてもいいのではないかと思います……。皆さんはどう思いますか？

○事務局

5年したら農地への復元が出来ないと認められると伊勢協委員のご説明ですが、今現在で判断せんといけないと思います。耕作者がいる、いないにかかわらず農地が農地だということか、もう農地へ復元が出来ないかの判断を求められておりますので、事務局としてもどのような扱いにするのか、非常に迷うところでありますので、皆様のご意見をいただきたいと思ひます。

◇議席番号6番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

今の質問と少しずれるかもしれませんが、今農地パトロールをせんといけないが、自分たちの所にはこのような所がいっぱいあります。私達はこのような土地は耕作放棄地としてチェックしています。

◆議長（福留会長）

以前、高知の農業会議の方へ行って聞いたことがあるが、「農業委員も守っても守れない農地は非農地にしなさいよ」その時の先生が言うにはですよ。「守らなければならない農地は守らなければならない」と「この二つですよ」ということを私はお聞きしました。そうすると伊勢協委員には悪いがここは耕作放棄地の方へ入るのではないかと思います。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

地図を見ると家の辺りは大分竹やぶになっているのではないかと。想像ですけど。農地への復元について草刈ってユンボではなくトラクターでたたいて、復元出来るかどうか書いてあったものがあつたように思ひますが。

ですから竹やぶの中へトラクターを持って行ってたたいてのことはないと思います。本人からの願出が出ているので非農地としてもいいのではないかと。

◆議 長（福留会長）

この持ち主の方は兵庫県に住んでいます。多分もう帰って来ないと思います。もし所有者が亡くなった場合、ここの農地はつつけなくなり、かえって大変なことになると思います。今ならつつけますので、その辺も皆さんに考えていただきたいと思います。放っておいたらつつけなくなると思います。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

平成20年頃から耕作放棄地ということであれば10年以上作っていない。これからは耕作者はいないとの伊勢協委員の意見でしたので、完全に死んでいる土地だと思います。今ならつつける土地なので。ちょうど願人から出ているので将来の使い道のない土地はそうやって除けていった方がいいのではないかと。ユンボを入れて直らんことも無いとなれば、その費用を誰が出して、誰が復元するのかということにもなると思います。以上です。

○事務局

重機を入れたら直るので非農地ではないということは事務局としても決して思っておりません。尾崎委員が言われたように草刈り機で草刈ってトラクターでたたいて農地に戻るとい程度ではなかろうかと判断しています。一部竹が生えている所もありますが、伊勢協委員が言うように草刈り機とトラクターで戻せるのではないかとという意見もあるわけです。

○事務局

非農地の基準は一定水準以上の物理的条件整備が必要という土地で、人力又は農業用機械で耕起、整地が出来ない土地であって、復元が著しく困難な場合とそれ以外としてはその周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても、継続して利用することが出来ないと認められるような基準もあります。この辺の判断になろうかと思えます。

◆議 長（福留会長）

色々な意見が出たが、これは非農地になったら太陽光をやるとい目的です。

○事務局

今、願人の方から非農地の証明願が出ているわけですけど、会長が言われましたように太陽光にするにあたって、手順として農地法第5条という手もあります。それも踏まえた中でご判断していただければと思います。

◆議 長（福留会長）

皆さんに判断してもらってどうしても非農地ではダメだとなれば、農地法第5条に持って行けば問題ないと思

います。転用して太陽光をつけると。そうであれば問題はありません。この案件が非農地でよいか、それではダメかを多数決で悪いが、委員の皆さんにお願いしたい。

◇議席番号 11 番 伊勢脇委員（富山地区担当）

難しい案件ですみません。私的には農業委員として、今の現地を見て判断して農地になるか、ならないのか。5年10年後には耕作放棄地になります。自分の判断だけでなく、皆さんにご意見を求めたところです。後々地元で自分に対して文句が出たらいきませんので。責任逃れです。すみません。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

太陽光を目的に願人が願い出たということですね。目的があるでしょうから。

◆議 長（福留会長）

ある方が中へ入って話は進めています。住所の方は他所へいますので。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

会長も言われましたように、所有権が移転するのなら5条でやってもらったほうが農業委員の立場としては通りがいいと思います。判断に苦しむという現地ですので。

◆議 長（福留会長）

出来れば非農地でということ願人は出していると思うが、総会で議論を重ねた結果、非農地は無理だと。5条でやってくださいということはお願いできます。そちらの方でお願いしますか。

◇議席番号 13 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

それが良いと思います。

◆議 長（福留会長）

そういうことで進めてよいでしょうか？

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

具同地区でも判断に難しい所があって、非農地でということがあったわけですが、転用が目的なら農地法第4条か5条で申請するよう指導することも、農業委員会としては一つの手でないかと思います。

○事務局

ただ今、伊勢脇委員から本音の地元の農業委員であって、農業委員の責務としてこういった提案をいただいたわけです。農業委員や最適化推進委員が地域から何ら批判されるようなことがあってはなりません。個人がどう

言ったとか、そういったことではなく、農業委員会全体として決定したというところは皆さんご認識をしていただきたいと思います。

◆議長（福留会長）

この案件は色々意見をいただき勉強になったと思います。結論を出さんといけませんので非農地証明ではなく、願人に農地法第4条か5条で申請してもらおうということでよろしいでしょうか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

他にご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案の番号1については非農地証明ではなく農地法4条か5条で申請してもらうことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。願人には農地法第4条か5条での申請を行うようにいたします。

◆議長（福留会長）

続いて「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号11番 伊勢脇委員（富山地区担当）

2番に関しては事務局の説明どおりで、何の問題もありません。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

「3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

8月28日会長、事務局、申請代理人とともに現地を確認しました。現地は11、12番の図面を見てください。申請地は平たい所ですが、ここへ来るにはかなりの山道を上がって来ました。途中には墓もありました。将来的には墓地にしたい話も聞きました。事務局の説明どおりで、全く問題ありません。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 非農地証明書の交付について、2、3、4番の一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたしますが、1番については願人に農地法第4条又は5条申請としてもらうことといたします。

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

第5号議案。それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は7ページ、農用地利用集積計画書（案）は8ページになります。それでは1番から3番は借受人が同一人ですのでまとめて説明いたします。借受人は鍋島において、ブロッコリーを栽培している担い手農家です。今回の申請は、新規の申請となります。貸付人は3名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元の資料の13ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和2年9月7日から令和3年9月6日までの1年間です。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

続きまして4番ですが、この集積計画は既に令和2年4月6日に公告して利用権設定がされていたものですが、この度、借受人が県の園芸用レンタルハウス等整備事業を導入して、レンタルハウスを建築するもので耐用年数の期間が15年ということであり、前回の賃借期間10年の利用権設定を解約して今回賃借期間を15年にするために申出書の提出があったものです。賃借期間を変更する以外は前回公告した内容と同一のものであります。

なお、賃貸借期間は令和2年9月7日から令和17年9月6日までの15年間です。

続きまして5番ですが、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は同じく7ページ、農用地利用集積計画書（案）は8ページになります。それでは5番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は2名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元の資料の15ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権及び賃貸借権の設定となっております。期間は使用貸借権が令和2年9月7日から令和12年9月6日までの10年間、賃貸借権が令和2年9月7日から令和7年9月6日までの5年間となっております。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。「1～3番の関係委員」の畠中委員からは「問題なし」と事務局へ報告がありました。

◆議 長 (福留会長)

推進委員の下田・八束地区担当 小野委員からも「問題なし」と事務局へ報告がありました。

◆議 長 (福留会長)

4番については事務局の説明どおりで、地元の関係委員、推進委員の意見は省略したいと思いますが、他の委員でご意見、ご質問がありましたら議席番号と名前を告げてから質問をお願いします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長 (福留会長)

続きまして「5番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員(具同地区担当)

土地については既に耕作しているということで、後ほど出ます借受人が耕作しています。高知県農業公社の中間管理事業の利用をする申請と受け取りました。問題はありません。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか。

◇中筋・具同・東山地区 宮地委員

特にありません。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用集積計画(案)につきまして、1番から5番までを一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員<全員挙手> ~~~

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画(案)につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画(案)について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第6号議案の農用地利用配分計画(案)について説明いたします。議案書は9ページになります。本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。それでは、議案書の10ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は議案書記載のとおりです。右側の貸付先ですが、計画案の1番は具同の認定農業者に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元の資料及び前のスクリーンをご覧ください。今回の農業者が選定された理由につきましては、議案書11ページが配分計画書(案)の1番について説明したものとなりますのでご覧ください。農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借り受け選定理由書です。対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議長(福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員(具同地区担当)

土地は既に借受人が借りているそうです。先ほども申しましたが農地中間管理事業に乗せるものです。今年の稲刈りも済んだということです。借受人も最適任者で問題ありません。ついですが、私が借受人の所へお伺いしたのが9月5日ですが、事務局から借受人の所へ「確認する土地の一部を除けてください」と電話があり、稲刈りも終わりどういうことなのか、JAの中の間管理のどこへ借受人の方が電話をしてみるということで別れましたが、私も理由がわからず気になっている所です。

◆議長(福留会長)

事務局をお願いします。

○事務局

正木委員の発言の関係ですが、「既に中間管理事業の手続きが終わっている農地で重複するので除けてください」と農業公社から連絡があったものです。ご迷惑をおかけしました。

◆議長(福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか。

◇宮地委員(中筋・具同・東山地区担当)

特にありません。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案 農用地利用配分計画(案)につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員<<全員挙手>> ~~~~

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画(案)につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

9月1日から農業委員、農地利用最適化推進委員の募集を始めています。募集期間は1ヶ月です。よろしくお願ひします。

◆議 長 (福留会長)

最後に、その他 委員の方から何かございませんか。

~~~~ 意見なし ~~~~

◆議 長 (福留会長)

他に無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 9 月 7 日

議 長 福留宣彦

署名委員 安藤久徳

署名委員 谷崎容子